

アーレン・シンドロームの相談業務の終了について

心理・発達教育相談室（以下「相談室」といいます。）で実施していたアーレン・シンドロームに関する相談業務は、配慮申請の文書作成等の一切の業務を令和 8 年 3 月 31 日をもって終了することとなりました。

これまで当相談室でアーレン・シンドロームに関する相談を受けた方で、希望される方に対しては過去のアーレン・シンドロームに関する検査結果などの情報提供をいたします。このアーレン・シンドロームに関する情報提供の申し込み期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 2 月 28 日（本学の文書保存期間 3 年以内）までとなります。情報提供に関する具体的な手続きについては、改めてホームページにてご案内をいたします。

なお、令和 8 年 3 月 31 日までに、至急、文書作成の依頼などの相談を希望される方は、当相談室にご連絡ください。